⑵　⑴の規定にかかわらず、令和８管理年度から令和10管理年度までは、３⑵で算定される数量により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。

３　管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、管理年度当初の漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑴の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

⑵　２⑴の規定にかかわらず、令和８管理年度から令和10管理年度までは158千トン

４　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

すけとうだら太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第１の２⑷②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

⑴　当該特定水産資源の親魚量が、令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

⑵　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

⑶　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

⑷　令和８管理年度から令和10管理年度までは、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑴の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値を管理年度途中の漁獲可能量の調整に用いることとする。

５　資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

⑴　漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、３において算定した当該管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加する。

①・②　（略）

⑵　令和６年（2024年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　令和３年（2021年）から令和５年（2023年）まで　17万トン

⑵　令和６年（2024年）から令和13年（2031年）まで　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑵の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

（新設）

４　資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

⑴　漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、３において算定した当該管理年度の漁獲可能量に１万トンを追加する。

①・②　（略）